

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 3 月 31 日現在

機関番号：23803

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2010～2012

課題番号：22730042

研究課題名（和文） 国際法上の国家免除における慣習国際法と国連国家免除条約との関係

研究課題名（英文） The relationship between the customary international law on State immunities and United Nations Convention on Jurisdictional Immunities of States and Their Property

研究代表者

坂巻 静佳 (SAKAMAKI SHIZUKA)

静岡県立大学・国際関係学部・講師

研究者番号：10571028

研究成果の概要（和文）：国連国家免除条約の条文のなかには、慣習国際法を法典化したもの又は現在の国家実行と整合するものとは評価し難い条文が含まれている。このことにより、同条約に準拠して制定され、ほぼ同内容の規定となっている「外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律」と、既存の慣習国際法の内容との間には齟齬が生じており、具体的な事案において、特に同条約の非締約国との関係で問題が顕在化する可能性が皆無とはいえない。

研究成果の概要（英文）：The United Nations Convention on Jurisdictional Immunities of States and Their Property contains some provisions that are difficult to regard as codifying customary international law or being consistent with current state practice. This situation has created some minor gaps between the Act on the Civil Jurisdiction of Japan with respect to a Foreign State, etc. which is based almost entirely on the Convention, and customary international law. This may create jurisdictional issues in specific cases, especially with respect to States not parties to the Convention.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2011年度	800,000	240,000	1,040,000
2012年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	2,700,000	810,000	3,510,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：国際公法・国家免除・国連国家免除条約・国家免除法

## 1. 研究開始当初の背景

慣習国際法上、国家は外国国家に対して裁判権を行使することができないとされてきた（国家の裁判権免除または国家免除）。この国家の裁判権免除に関しては、20世紀初頭までは、ほぼすべての争訟に対し国家に免除を認める「絶対免除主義」が主流を占めていたが、国家が経済活動に乗り出し、国家と私人との間の商取引が増えるにつれて、20世紀

半ば以降、一定の争訟には裁判権の行使が認められるとする「制限免除主義」が普及してきたとされる。制限免除主義は一般に、国家の「主権的行為」に対しては継続して免除が認められるが、売買契約の締結といった「業務管理的行為」に対しては免除が認められない立場と定式化され、国内裁判所等では裁判権免除について判断する際の基準として適用されてきた。

制限免除主義が登場して直後より、国家の行為が主権的か業務管理的かの判断は困難で、国家実行上その基準の下での判断は一貫しておらず、主権的行為か業務管理的的行為かは免除を判断する基準として機能しないとの問題が繰り返し提起されてきた。しかし、この極めて基本的な問題について議論は錯綜し、一世紀近く経過した現在においても、学説は明確な回答を出せぬままの状態にある。

以上の状況を背景として、国家の裁判権免除に関する判断基準を明確化すべく、国連国際法委員会（以下 ILC とする）は 1970 年代後半より条約の起草を開始した。二十数年かけて 2004 年に漸く採択されるに至ったのが、「国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約」（以下、国連国家免除条約とする）である。同条約は、規則の明確化という期待に一定程度は応えたと評価されるにもかかわらず、未だ発効の目処がたたない。しかし、このような状況のなかで、日本は、2009 年 4 月、国連国家免除条約に準拠したほぼ同内容の国内法、「外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律」（以下、国家免除法とする）を制定するに至った。（日本はその後、同年 6 月に同条約の批准を決定し、2010 年 5 月 11 日に受諾書を寄託した。）

国家免除法の発効（2010 年 4 月 1 日）により、日本では、国連国家免除条約の発効前から、外国国家に対し、当該国が条約を批准しているか否かにかかわらず、条約とほぼ同内容の同法が適用されることとなった。その際、国連国家免除条約および国家免除法が、国家免除に関する慣習国際法をそのまま法典化したものであるとすれば、何らの問題もない。しかし、同条約の慣習国際法性は控えめに言って自明とは評価しがたい。加えて、国連国家免除条約のもとで裁判権の行使が許容される範囲と、国家免除法のもとでのそれとが同じである保障もない。

国連国家免除条約およびこれに準拠した国家免除法が、国家免除に関する慣習国際法以上に免除の範囲を縮小するものですると、日本の裁判所は、同法に基づいて慣習国際法上管轄権の行使が認められていない場合にまで免除を否定することになる恐れがある。それゆえ、国連国家免除条約および国家免除法と、国家免除に関する慣習国際法との関係は、同法によるその国内実施を考える上で大きな問題となる。

## 2. 研究の目的

本研究は、以上の背景と問題意識にもとづき、国家実行の検討から、国家免除に関する慣習国際法規則または判断基準を明らかにし、国連国家免除条約ひいては国家免除法と、国家免除に関する慣習国際法または国家実

行との整合性を検証することを目的とする。

具体的には、国連国家免除条約および国家免除法の規定のなかから、近年日本において国家免除が問題となり、今後も問題となる可能性が高いと思われる、不動産事例（条約 13 条柱書および(a)・法 10 条 1 号）、商行為事例（条約 2 条 1 項(c)・同条 2 項・10 条・法 8 条）、不法行為事例（条約 12 条・法 10 条）に焦点を当て、以下の 3 点を明らかにすることを旨とした。

- ・国連国家免除条約および国家免除法の各条文は、いかなる趣旨目的のもとに、どのような事例について、いかなる範囲に免除を義務づけ、いかなる範囲に管轄権の行使を認めうるものとして規定されたのか。
- ・国連国家免除条約および国家免除法がその適用対象と想定している類型の事例において、国家実行上、いかなる基準のもとに免除の可否が判断されてきたのか。
- ・国連国家免除条約および国家免除法の各条文と、国家免除に関する慣習国際法または国家実行とは、どのような関係にあるのか。

## 3. 研究の方法

不動産事例、商行為事例および不法行為事例における国家免除に関する国家実行および慣習国際法規則を明らかにするため、本研究は主として以下の方法により実施された。

- ・国連国家免除条約および国家免除法の起草過程の検討。
- ・国家免除に関する先行研究の調査。
- ・国家免除に関連する各国の国内法制度の調査。（とりわけ日本の国家免除法。）
- ・裁判権免除に関する国内判例等の国家実行の調査。
- ・裁判権免除に関する国際判例の検討。

## 4. 研究成果

### (1) 研究の主な成果

#### ①不動産事例

第 1 に、法廷地国が不動産所在地国であることをもって外国国家に対する裁判権の行使を認める、国連国家免除条約 13 条柱書および(a)の起草過程等では、不動産に関わる裁判手続において国家の裁判権免除が否定される根拠として、不動産に対しては所在地国法の適用が優越し、かつ、所在地国が排他的裁判権をもつことが挙げられていた。

また、起草過程において、「商業的取引」に関する免除例外を定めた同条約 2 条 1 項(c)および 2 項ならびに 10 条 1 項の射程と 13 条(a)の射程との境界および関係性は、必ずしも明確にされてこなかった。

第 2 に、条約 13 条柱書および(a)に対応する国家免除法 10 条 1 項は、起草過程によれば、特段の異論なく条約 13 条柱書および(a)と同内容を持つ条文として規定されたとい

える。ただし、両者の規定ぶりは同じではない。「利益」から生ずる義務とは別に「権利」から生ずる義務が存在するとすれば、国家免除法10条1項は国連国家免除条約13条よりも免除の範囲を狭めたことになる可能性がある。

また、同法の起草過程においても、商業的取引に関する免除例外を定めた同法8条との境界および関係性は、明確にされていない。

第3に、絶対免除主義を採用している国家実行上、法廷地国内に所在する不動産に関する裁判手続については、免除が否定された事例もあるが、認められた事例も存在していた。これらの実行は、包括的に免除を否定した事例、不動産を直接目的とする裁判手続についてのみ免除を否定した事例、法廷地国に所在にする不動産に関する裁判手続であっても、当該事案に関わる外国国家の行為が主権的である場合には免除が認められるとした事例、および、絶対免除主義のもとで免除を認めた事例の4つに分類できる。

また、免除を否定した実行においては、その根拠として、不動産に対して所在地国が排他的な管轄権をもつこと、領域と不動産とが不可分であること、そして領土主権が挙げられてきた。

他方で、制限免除主義を採用した諸国家の不動産事例に関する実行は、国家免除に関する国内法や条約（国連国家免除条約及び国家免除法を含む）にみられる、国家の行為の性質や目的を一切問うことなく、不動産の所在地が法廷地国であることのみによって免除を否定する実行と、不動産に関わる裁判手続においても、制限免除主義の通説的定式のもとで、主権的行為か業務管理的行為かを基準に判断する実行との大きく2つに分かれてきた。

以上より、不動産事例に関する国家の裁判権免除について国家実行は割れており、国連国家免除条約13条(a)の採用した不動産所在地基準のもとで免除が否定されてきたとは、必ずしも言えないことが明らかになった。条約13条(a)または法10条1号が適用されることにより、主権的か業務管理的かの基準が適用される場合よりも広く免除が否定される場合がありうる。

また、国連国家免除条約と国家免除法の双方において、不動産事例に関する条文と商取引行為に関する条文との関係は明らかになっていない。そのため、たとえば賃貸借契約に関わる事案において、条約2条3項にもとづいて当該契約が「商業的取引」であるか否かを決定するにあたり、目的を考慮して判断するとした場合に、10条1項の適用は排除されながらも、13条柱書および(a)のもとで免除が否定される可能性はないとはいえない。

## ②商行為事例

第1に、国連国家免除条約10条のもとで裁判権の行使が許容される、「商業的取引」の定義について規定した同条約2条1項(c)および2項において、その決定基準として性質と目的とが併記されたのは、起草過程において、両行為を区分する基準に関し、性質かまたは目的かを中心とした激しい議論があったことを受けてであった。他方で、性質も目的も行為を区分する決定的基準とはならないとの指摘も散見された。

第2に、国連国家免除条約2条1項(c)および2項ならびに10条に対応する国家免除法8条は、最高裁平成18年7月21日判決が行為性質説を採用したとの理解に基づき、行為性質説を採用しており、本条のもとでは行為の性質を基準として商業的取引か否かが判断される。ただし、同判決が「特段の事情」がある場合には免除が否定される余地を残したことをうけて、「特段の事情」が存在する場合には、「物品の売買」等であったとしても、「民事又は商事に係る」ものではないとして、同法8条の適用が排除される。

第3に、20世紀後半以降、性質または目的のどちらか一方を基準として免除の可否を判断することは不可能として、事案の文脈全体などを勘案する国家実行等が登場してきた。また、性質または目的のどちらか一方を基準として掲げた実行においても、それのみを基準として結論を導いているとは言い難いものもあるほか、性質や目的を判断際に検討される対象は事案ごとに異なる。同様の事案においても、一連の行為のどの部分を評価の対象とするのかにより、国内裁判所の判断は分かれる場合がある。

以上より、商行為事例に関する国家の裁判権免除は、近年、行為の性質または目的のみを基準として判断されているとはいえず、国連国家免除条約2条2項は必ずしも国家実行と整合しているとは言えないことが明らかになった。また、判断対象の切り取り方によっては、同様の事案についても、同条約を適用した場合でさえ、異なる判断にたどり着く可能性があるといえる。

## ③不法行為事例

第1に、不法行為事例について規定する国連国家免除条約12条の目的は、起草過程等によれば、不法行為の被害者に裁判手続を利用しうる可能性を付与し、救済を提供することとされてきた。

同条は、文言上は、行為の性格にかかわらず、当該不法行為が法廷地国内で生じたことをもって、外国国家に対する裁判権の行使を認める規定である。（以下では、このような規定を総称し、「域内不法行為例外条項」とよぶ。）しかし、同条の起草過程では、国家

実行の少なさ等を理由にして、同条を削除すべき、また、同条の射程を交通事故のみに限定すべきとする主張が繰り返し提起されていた。この経緯をみるに、少なくとも ILC で第一読条文草案が採択された 1991 年当時、同条の交通事故以外の域内不法行為について免除を否定する部分は、漸進的発達と評価されていたといえる。

第 2 に、国連国家免除条約 12 条に対応する国家免除法 10 条の起草過程によれば、特段の争いなく条約 12 条と同内容の条文が認められた。

ただし、同法の起草過程においては、軍事的活動および外国軍隊の活動は条約の適用対象外と解されており、国家免除法も当然これらの活動には適用がないものとして策定されていたことに注意が必要である。したがって、別途特別の条約等がない限り、日本では当該活動等に対し、慣習国際法の適用のもとに判断される可能性が高い。

第 3 に、国際司法裁判所 (以下 ICJ とする) 2012 年「国家の裁判権免除に関する事件」判決において指摘されたように、法廷地国内で実施された域内不法行為について、国家実行は、近年、業務管理的行為である場合にのみ免除が否定され、主権的行為については免除が付与されるとする実行と、条約または国内法のもとで域内不法行為例外条項の条文上の要件を満たせば、行為の性格を問わず一律に免除が否定されるとする実行とに分かれてきた。

ICJ は同判決において、慣習国際法規則の検討の射程を、「外国国家の軍隊とそれらと協力して業務を遂行する他の国家機関とにより、武力紛争従事中に法廷地国領域内で実施された行為」に限定したため、国内法または条約上の域内不法行為例外が慣習国際法上許容されるか否かについては検討しなかった。しかし、ICJ が、前述した国家実行が割れている事実を提示するとともに、その評価には踏み込まなかったこと、多数の国家が国家の裁判権免除を判断する際に採用してきた、主権的行為と業務管理的行為との区別を「アプローチ」と評価したこと、「両当事者は国家が主権的行為について一般に免除を享受することに合意している」と指摘するとともに、ICJ が域内不法行為例外条項を、現時点において、ただちに慣習国際法に反するものであるとまで評価していたとは解し難い。域内不法行為例外条項それ自体はともかくとしても、少なくともこれまでの当該条文の適用の帰結それ自体は、現行の慣習国際法に反するものではないと評価していたと解する余地はある。

以上を踏まえると、不法行為事例に関する国家の裁判権免除に関する国家実行および

その評価は割れており、法廷地国の域内不法行為に対し一律に免除を否定した国連国家免除条約 12 条および国家免除法 10 条は、現在の国家実行等と整合するものとはいえない。ただし、少なくとも交通事故事案については、国家実行および学説上の評価と、域内不法行為例外条項の適用の帰結とが合致しているといえよう。

また、軍事的活動または軍隊の活動について、国連国家免除条約と国家免除法とで適用に相違がありうる可能性に留意する必要がある。軍事的活動等について条約上明示的除外規定はなく、とりわけ条約 12 条との関係で、それらに同条約が適用されるか否かが問題となってきた。それに対し国家免除法では、前述したように、その起草過程等において軍事的活動等は同法の射程外であるとの理解を明確に示している。今後、条約が発効し、事後の実行等を踏まえて、軍事的活動等にも同条約が適用されるとの解釈が確定したら、国家免除条約と国家免除法とはその点について射程を相違することになる。ただし、条約上、法廷地国が条約で義務づけられる範囲以上に免除を付与することは禁止されていないので、別途慣習国際法が確立しない限り、同条約の違反という問題は生じない。

## (2) 研究成果の位置づけとインパクト

本研究は、国連国家免除条約、国家免除法および慣習国際法の間を比較検討した、現時点では数少ない研究の 1 つといえる。

本研究は、日本の裁判所で外国国家に対して民事訴訟が提起され、国家免除法を解釈・適用した場合に、とりわけ国連国家免除条約の非締約国から、同法の適用またはその帰結としての裁判権の行使は慣習国際法の違反を構成すると主張される可能性が皆無ではないことを明らかにしたという点で、一定の実務的意義があるものと考えられる。

## (3) 今後の展望

現時点では必ずしも国家実行と整合していない国連国家免除条約の条文の内容が、慣習国際法化していくこととなるのか、また、自明とはいえない同条約の条文間の関係はいかなるものであるのか明らかにすべく、今後も継続して国家実行および学説等を注視していくこととする。そして、そこでの知見を踏まえ、国際社会と国際法の変化のなかで、国家免除制度の趣旨目的・機能の再定位をすすめていく予定である。

また、本研究をすすめる過程で、たとえば不動産事案や不法行為事案において、国家免除と外交特権免除や国家元首等の免除との境界が不確定であることが明らかになった。さらに、近年、非人道的行為に関わり国家免除が問題となった事例について、各免除間に

何らかの関係があることを前提に、国家元首や政府高官等に対し一定の範囲で免除が否定され(う)ることとの齟齬等を根拠として、国家免除の否定を正当化しようとする主張が散見されるようになってきている。今日の国家免除制度を明らかにするには、もはや国家免除のみの検討では不十分な状況にある。以上を踏まえて、今後は、研究の対象を国家元首の免除および政府高官等の公務員の免除に広げ、それらの免除との関係で国家免除を位置づけ、「国際法上の免除」の全体像を描くことを目指していきたいと考えている。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計3件)

- ① 坂巻静佳「国際司法裁判所『国家の裁判権免除』事件判決の射程と意義」『国際法研究』、査読無、第1号、2013、113～141頁
- ② 坂巻静佳「不動産に関する裁判手続における国家の裁判権免除」『国際関係・比較文化研究』(静岡県立大学)、査読無、第10巻2号、2012、363～381頁  
<http://ci.nii.ac.jp/naid/110009462376>
- ③ 坂巻静佳「国際法1 国家免除と職員解雇」『平成21年度重要判例解説』(Jurist臨時増刊)、査読無、2010、315～316頁

[学会発表] (計3件)

- ① 坂巻静佳「ICJ・国家の裁判権免除に関する事件 Jurisdictional Immunities of the State (Germany v. Italy) (I.C.J., Judgment of 3 February 2012)」国際判例事例研究会(2012年6月8日)明治大学
- ② 坂巻静佳「最判平成21年10月16日民集63巻8号1799頁」東京大学民法判例研究会(2010年12月3日)東京大学
- ③ 坂巻静佳「雇用に関する国家の裁判権免除—分析枠組の再構築のために—」東京大学国際法研究会(2010年9月11日)東京大学

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

坂巻 静佳 (SAKAMAKI SHIZUKA)  
静岡県立大学・国際関係学部・講師  
研究者番号：10571028

##### (2) 研究分担者

なし

##### (3) 連携研究者

なし